

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第100号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年11月1日 05時55分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港 本渡瀬戸灯標から真方位308° 960m付近 (概位 北緯32° 25.81′ 東経130° 12.65′)
事故等調査の経過	平成26年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート アルゴ、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	293-30079熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底中央キールに擦過傷、プロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、本渡港内の大門港から左転して本渡瀬戸北方に向かう際、左舷前方の大門港口の海面に夜釣り用の灯光型の浮きを認め、約2～3ノットの速力で舵を半分ほど左に切って、大回りして避航しながら左転中、平成26年11月1日05時55分ごろ同瀬戸東岸の浅所に乗り揚げた。 船長は、付近のマリーナに連絡し、同乗者と共に救助され、本船は、上げ潮を待って離礁し、同マリーナへえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の中央期、海上 平穏 月没時刻：00時13分ごろ 日出時刻：06時36分ごろ
その他の事項	海上保安庁刊行の九州沿岸水路誌によれば、本渡瀬戸の水路状況について、次のとおり記載されている。 本渡瀬戸は、本渡港内にあつて、水路の幅50mを水深4.5mに維持している。 航路の東西両側を示す標識がないため高潮時にその中央を通航することが難しく、また、航路の海底断面がすり鉢状をしているため東西両端は浅く、特に注意が必要である。 本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.9mであつた。 船長は、本渡瀬戸の海底断面がすり鉢状をしており、東西両端が浅くなっていることを承知していた。

	<p>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、その画面をよく確認していなかった。</p> <p>船長は、本事故後、もっと慎重に操船すればよかったと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大門港から左転して本渡瀬戸北方に向かう際、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、本渡瀬戸東岸に接近していることに気付かず、同瀬戸東岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大門港から左転して本渡瀬戸北方に向かう際、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、本渡瀬戸東岸に接近していることに気付かず、同瀬戸東岸の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港内から狭い水路に出る際は、GPSプロッターを活用して、船位の確認を行い、適切に転舵すること。